

「子ども・地域の安心・安全活動支援事業」資機材の交付条件

- 1 資機材は管理簿（様式第5号）を作成し、善良な管理者の注意をもって管理を行うとともに、その効率的な使用に努めること
- 2 資機材は転貸しないこと
- 3 資機材は活動目的以外に使用しないこと
- 4 活動団体の名称等を印字するなどの場合を除いて、資機材を改造しないこと
- 5 活動団体が前記の条件に違反したとき、もしくは交付申請の内容の活動を行わなかった場合は、資機材を団体の負担において返還すること